

10月は「とちぎ食育推進月間」です!

～10月第3日曜日は、「家族で食育の日」～

令和7年は
19日

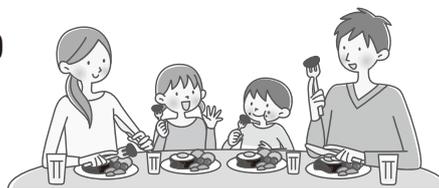
毎月19日は、自分や家族の食生活を見直す「食育の日」でもあります。

食

「しよ(初)」=1、「く」=9

育

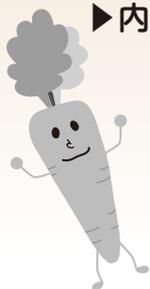
「い(ち)」=1、「く」=9



第10回 上三川町食育フェスタを開催します!

～ 楽しく学ぼう!! 上三川町の食 ～

- ▶日 時 = 11月8日(土) 午前9時30分～午後2時
- ▶会 場 = 上三川町保健センター(いきいきプラザ内)
- ▶内 容 = 食育かるた・紙芝居、動画上映「給食ができるまで」
パネル展示「食育活動団体の取り組み」、食育クイズ
塩分に関する展示 など



▶問い合わせ先=健康福祉課 成人健康係 ☎0285(56)9133

とちぎ結婚支援センターの出張相談会を開催します!

結婚を誠実に希望する独身男女のために新たな出会いの場を提供する「とちぎ結婚支援センター」の出張相談会を上三川町で開催します。※相談会の参加には事前予約が必要です。

センターについて詳しく知りたい方や登録するか迷っている方など、ご本人またはそのご両親でも気軽にご相談いただけます。その場で登録のサポートもできますので、この機会にぜひご参加ください。※町民の方には、入会登録料の一部を補助しています。

- ▶開催日 = 11月28日(金)
- ▶場 所 = ORIGAMIプラザ
- ▶時 間 = ①午後1時45分～2時15分 ②午後2時30分～3時
③午後3時15分～3時45分 ④午後4時～4時30分
⑤午後4時45分～5時15分 ⑥午後5時30分～6時
- ▶対象者 = 上三川町に在住または在勤で結婚を希望している
独身の方及びその両親



詳細はこちら

※町の入会登録料の補助は、後日役場で申請が必要です。

▶問い合わせ先=とちぎ結婚支援センター ☎028(688)0880
子ども家庭課 母子健康係 ☎0285(56)9132



ごみの「野焼き」は法律で禁止されています!

法律で認められた焼却施設以外でごみを燃やすことを「野焼き」といい、家庭や事業所で出たごみを直接地面で燃やすことやブロック囲い・ドラム缶・素掘りの穴・法律で認められていない焼却炉でごみを燃やすことは一部例外を除いて禁止されています。

ごみは焼却せず、家庭ごみはごみステーションに出し、事業所は処理業者へ委託するなどして適正に処理してください。

【野焼き行為禁止の例外となるもの】

- 農業や林業を営むためにやむを得ないもの（害虫駆除、稲わらの焼却など）
 - 社会習慣上または宗教上の行事を行うためのもの（どんど焼きなど）
 - 日常生活で通常行われるもので軽微なもの（たき火、キャンプファイヤーなど）
- ※ 例外とされた行為であっても周辺の環境への影響が認められる場合は中止していただくなど改善指導の対象となります。
- ※ 農家の方が農業等のためにやむを得ず行う場合でも、周辺の環境に十分注意したうえで行ってください。
- ※ ビニール類やプラスチック類が混ざらないよう注意してください。

みんなが困っています!

野焼きをすると、煙やニオイで窓もあけられなかったり、洗濯物にニオイがついてしまったりする等、周囲のみなさんに大変な迷惑をかけてしまいます。



厳しい罰則があります!

野焼きは法律で禁止されており、これに違反すると罰則として「5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科」に処せられます。



▶ 問い合わせ先 = 地域生活課 環境係 ☎ 0285 (56) 9131

消費生活センターにご相談ください **消費豆知識 147**

慌てないで! 災害後に増える住宅修理のトラブル

事例

突然業者が自宅に訪問し「お宅の屋根瓦がずれているようだ。地震の影響かもしれない。3千円で点検する」と言われ、地震の後で影響が心配だったので依頼した。翌日点検してもらったところ、屋根瓦の写真を見せられ「このまま放置すると雨漏りで大変なことになる」と屋根工事を勧められ、約80万円で契約した。しかし、言われるままに焦って高額な契約をしたことを後悔したので解約したい。

- ・台風や大雨、地震等の自然災害が毎年のように全国各地で起きています。自然災害の発生後は、災害に便乗した悪質商法のトラブルが多くなる傾向があります。
- ・「今修理しないと大変なことになる」などと不安をあおり、契約をせかせる手口がみられます。
- ・本当に工事が必要か、費用は適正なのか、その場で判断するのは難しいため、その場で契約せず、複数の業者から見積りを取って比較検討しましょう。
- ・不要な場合はきっぱりと断りましょう。
- ・業者からの訪問や電話勧誘を受けて契約した場合、クーリング・オフができる可能性があります。

▶ 相談日時 = 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～4時

▶ 相談場所 = 上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▶ 相談専用電話 = ☎ 0285 (56) 9153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。